

福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程

最終改正 R3. 3. 29

第1章 総 則

(事業実施の基本方針)

第1条 福島県知事より農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人福島県農業振興公社（以下「機構」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき、県が定めた農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 機構が行う農地中間管理事業の実施区域は、本県における都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 機構が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- 三 農業経営基盤強化促進法施行規則第10条2号に定める農業用施設の用に供される土地
- 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地と併せて当該事業を行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

第4条 機構が農地中間管理事業を行うに当たっては、国、県（本庁、農林事務所及び県農業総合センター農業短期大学校）、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、県農業協同組合中央会、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連携して行うものとする。

2 機構は、人・農地プラン（本規程における「人・農地プラン」には、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第2の2の「人・農地プラン」のほか、「経営再開マスタープラン」（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1のプラン）及びこれら2つのプランに準じて独自に作成・更新したプラン等を含む。以下同じ。）の作成主体で農地行政の基本単位でもある市町村とその作成に参画する農業委員会、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連

携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

- 3 機構が農地中間管理事業を行うに当たっては、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第7条の規定に基づく福島復興再生計画、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する事業をいう。）その他の農地集積・集約化等の施策と連携して行うものとする。

（業務委託）

- 第5条 機構は、法第22条第2項に規定する業務について、県知事があらかじめ指定した者へ委託をするものとする。
- 2 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち別に定める業務について、市町村の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして委託するものとする。
- 3 機構は、前項の業務について、必要に応じ、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託できるものとする。
- 4 市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 5 機構が業務委託実施要領を定めるとき（追加、変更を含む。）は、福島県農林水産部長へ協議するものとする。

第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準）

- 第6条 機構は、人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を含む農地基盤整備事業実施地区又は果樹産地構造改革計画等に係る協議において農地利用の在り方が議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い地区を重点実施区域として指定し、事業を実施するものとする。
- 2 前項の重点実施区域以外においても、貸付希望者又は借受希望者が農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために希望する場合は農地中間管理事業を実施することができるものとする。
- 3 機構は、農地中間管理事業重点実施区域取扱要領及びそれに基づく重点実施区域を定め又は変更（重点実施区域における区域名、区域の範囲、区域の区分及び指定期間以外の変更を除く。）をするときは、福島県農林水産部長へ協議するものとする。

（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）

- 第7条 機構は、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。
 - 一 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地
 - 二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの
 - 三 当該区域における借受希望者の募集に関して、応募者の数、応募の内容その他の事情からみて、

当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合。

ただし、原子力災害被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域にあっては、福島復興再生計画に基づき、営農再開の加速化に資するものと判断されるものは除く。

四 当該農用地等の賃借料が、農業委員会が提供している借賃等の情報や生産条件等からみて適切でないとは判断されること。

(農用地等の利用条件改善業務等の実施基準)

第8条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域等の借受希望者の応募者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

2 機構は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、耕作条件の改善を迅速に推進すれば農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を加速化できると判断される場合は、福島県農林水産部長と協議の上、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3の1、3及び5の事業を実施できるものとする。

3 機構が1及び2の業務実施要領を定めるときは、福島県農林水産部長へ協議するものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第9条 機構及び委託を受けた市町村等は、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農用地等の管理)

第10条 機構は、農用地等の貸付けを行うまでの間、借受農地管理等事業を活用し当該農地等を善良な管理者の注意をもって管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）するものとする。

2 機構は、借受農地管理等事業取扱要領を定め又は変更をするときは、福島県農林水産部長へ協議するものとする。

第3章 農地中間管理事業の実施方法

(借受希望者の募集等)

第11条 借受希望者の募集は、通年で行うものとする。

2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。

3 機構は募集に当たり、当該区域における農用地等の特徴及び担い手の確保状況を明確にして募集するものとする。

4 応募者は、募集に当たって、次に掲げる事項を明確にして応募するものとする。

- 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
- 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 三 借受けを希望する期間
- 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）

五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

- 5 募集は、インターネットの利用等により行うものとする。
- 6 地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の情報把握に努め、必要に応じて募集に努めるとともに、担い手が十分にいない地域については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して、募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
- 7 応募者については、次の事項をインターネットの利用等により定期的に公表するものとする。
 - 一 氏名又は名称
 - 二 当該区域内・外の農業者、新規参入者の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 8 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平・適正に行う上で必要に応じ、応募者に対するヒアリングを行い、法第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

（貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法）

第12条 機構は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして、次に掲げる内容を把握するとともに、機構を活用した農地集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

- 一 人・農地プランの作成・見直しの状況
 - 二 当該地域における担い手の状況
 - 三 当該地域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の有無
 - 四 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等
- 2 機構は、貸付希望者から申し出があった場合等には、農地中間管理権の取得と同時に貸付希望者に当該貸借権等の設定を行う場合を除き、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
 - 3 機構は、貸付希望者の事情を考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
 - 4 農地中間管理権の取得は、市町村等又は所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が市町村等の協力を得て、貸付希望者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
 - 5 農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
 - 6 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に考慮して、原則10年以上となるように努めるものとする。
 - 7 機構は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。
 - 8 農地中間管理権（貸借権又は使用貸借による権利）の取得の手法は、原則として次のとおりとする。
 - 一 原子力災害被災12市町村内の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域
福島復興再生特別措置法第17条の19第1項に基づく農用地利用集積等促進計画への同意
 - 二 上記以外
農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画への同意

(貸付先決定ルール)

第13条 機構は、次に掲げる基本原則に基づき農用地等の貸付先を決定するものとする。

その際に、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、実質化された人・農地プラン、農地耕作条件改善事業又は農地基盤整備事業等の内容を十分考慮するものとする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

1の2 農用地等の貸付先決定の手法は、原則として次のとおりとする。

一 貸付先を変更する場合

法第18条第1項に基づく農用地利用配分計画

二 農地中間管理権の取得と同時に貸付希望者に当該貸借権等の設定を行う場合

ア 原子力災害被災12市町村内の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域

福島復興再生特別措置法第17条の31で読み替えて準用する同法第17条の19第1項に基づく農用地利用集積等促進計画への同意

イ 上記以外

法第19条の2前段で定める農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画への同意

2 機構が行う農用地等の貸付けは、次に掲げる要件の全てを満たしている者に行うものとする。

- 一 貸付けの相手方が、法第17条第2項の規定により公表されている者であること。
- 二 法第18条第5項第3号及び第4号に掲げる要件を満たす者であること。
- 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。
- 四 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。
- 五 農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

3 担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合や、集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合(地域内の利用権の交換等を行う場合)の優先的に配慮すべき事項は、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地からこれらの事情を前提として貸付先を決定(貸付先の変更を含む。)することとする。

4 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先的に配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、当該希望者との協議を優先するものとする。
- 二 借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

5 第3項、第4項以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合の優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。

- 一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度等により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとし、貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。
 - 二 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容を考慮するものとし、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 6 第3項、第4項以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合の優先的に配慮すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 当該地域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度等により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
 - 二 新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - 三 一の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 7 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 8 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面により説明を行うものとする。
- 9 第2項の規定にかかわらず、別に定める場合には、適格団体に農用地等を貸し付けることができる。
- 10 機構は、農用地利用配分計画の認可申請や農用地利用集積計画の同意及び農用地利用集積等促進計画の同意に当たっては、機構ホームページに1週間(土日祝祭日含む。)掲示し、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

(農用地利用改善事業)

- 第14条** 農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、機構は市町村等と連携して事前の話合いの段階から参加するものとする。
- 2 機構は、当該農用地利用規程に対する同意を求められた場合は、第7条及び第13条に即して、同意をするものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第14条の2

- 1 機構は、農地中間管理事業の実施にあたって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤収受等の不適正事案が生じた場合には適切な対応を行うとともに、速やかに県に報告して必要に応じて指導を仰ぐものとする。
- 2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

- 第15条** 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認

を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後、原則として2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- 2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者と十分に協議することとし、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の把握等)

第16条 機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていないなどの農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(賃料の水準等)

- 第17条** 機構が農地中間管理事業により農用地等を賃貸借する場合の賃料は、農業委員会が提供している賃借料情報等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- 2 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことを防止するため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(農用地等の一時的貸付け)

- 第18条** 機構は、農用地等の管理費用の低減を図るため、第13条の規定により農用地等を貸し付けるまでの間、当該農用地等を一時的に貸し付けることができるものとする。
- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、第13条の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による貸付けの期間は、原則として1年間とするものとする。

(手数料の徴収)

- 第19条** 機構は、貸借事務等に係る手数料を徴収することができるものとする。
- 2 手数料の額及び徴収方法等については、別途定めるものとする。

(事務手続)

第19条の2 本章に関する事務手続については、福島県が定める取扱いのほか、機構が事務手続マニュアルを定めるとき（追加、変更を含む。）は、福島県農林水産部長へ協議するものとする。

第4章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

- 第20条** 機構の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。
- 2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を機構の代表者に述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

第21条 機構は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。

3 機構は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、県知事に提出するとともに、これらをインターネットを利用して公表するものとする。

(区分経理)

第22条 公益財団法人福島県農業振興公社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

(帳簿の記載)

第23条 機構は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを10年間保存するものとする。なお、帳簿には電子データの記録を含むものとする。

(事業の休廃止)

第24条 機構は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、県知事の認可を受けるものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は、別途定めるものとする。

注：「原子力災害被災12市町村」「避難解除等区域」「特定復興再生拠点区域」の用語の定義は、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業実施要綱（令和3年3月30日付け2経営第3385号農林水産事務次官依命通知）別表1のとおり。

附 則 （平成26年 4月 30日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附 則 （平成28年 2月 3日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附 則 （平成28年 6月 2日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成29年 8月 21日認可、平成29年 9月 25日施行）

この規程は、県知事の認可を経て、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行日から施行する。

附 則（平成29年 9月 25日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附 則（令和元年 10月 25日認可、令和元年 11月 1日及び令和 2年 4月 1日施行）

この規程は、県知事の認可を経て、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行日から施行する。ただし、第2条及び第3条第1項第4号については令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日認可、令和3年3月29日及び令和3年4月1日施行）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

ただし、第12条第8項第1号及び第13条第1の2項第2号アは、令和3年4月1日から施行する。